

一般取引資料せんの提出について (FAQ)

令和 7 年 7 月

大阪国税局 資料総括課

目次

《一般取引資料せんの提出について》

- 問1 この資料せんは何のために提出するのですか。 1
- 問2 この資料せんの提出に法的な根拠はありますか。 1
- 問3 一般収集について、ホームページの何処に掲載されていますか。 1
- 問4 USBやSDメモリーカードで提出してもよいですか。 1
- 問5 CDやDVDは自分で準備しないといけないですか。 1
- 問6 提出したCDやDVDは返却してもらえるのか。 2
- 問7 データを印刷して紙で提出してもよいですか。 2
- 問8 メールでの提出はできますか。 2
- 問9 作成に時間がかかるので、一般取引資料せんの代わりに元帳のコピー
を提出してもよいですか。 2
- 問10 大阪資料センター宛の返信用封筒が同封されていますが、所轄の税
務署の窓口に提出してもよいですか。 2
- 問11 郵送での提出では配送途中の紛失等の不安があるので、直接大阪資料
センターに持参したいのですが、窓口で受理してもらえますか。 2
- 問12 「一般収集資料せん合計表」を紛失したのですが、どうすればよいで
すか。 3
- 問13 提出しなかった場合、罰則はあるのか。 3

《入力方法等》

- 問14 資料せんの作成方法が分からないのですが、どうすればよいですか。 3
- 問15 住所を変更しましたが、依頼文書が古い住所に届いています。どうす
ればよいですか。 3
- 問16 どの科目について作成すればよいですか。 3
- 問17 いつの時期の取引について作成すればよいですか。 3
- 問18 作成範囲の「期間中の取引金額が●●万円以上」とは、どういう意味ですか。 3
- 問19 該当する取引がない場合は、どうすればよいですか。 4
- 問20 「取引」と「決済」の違いは何ですか。 4
- 問21 取引金額に消費税は含めますか。 4
- 問22 支払方法が複数ある場合は、どのように作成すればよいですか。 4
- 問23 振込みの際の手数料は、取引金額に含めますか。 4
- 問24 クレジット払いした場合、どのように作成すればよいですか。 4

問25	相手先の住所が分からない場合、どうすればよいですか。	4
問26	取引先の社名（住所）が変更になった場合、どちらの名称（住所）で作成すればよいですか。	5
問27	「取引先の銀行が合併等で名称を変更した場合、どちらの名称で作成すればよいですか。	5
問28	複数の事業所がある場合、一般取引資料せんは事業所別に作成する必要はありますか。	5
問29	取引先（又は提出者）の個人番号（又は法人番号）の表示が必要ですか。	5
問30	提出する科目ごとにシートを作成するのでしょうか。	5
問31	「一般収集資料せん合計表」の「提出枚数」欄は、どのように書けばよいですか。	5

《 光ディスク等 》

問32	光ディスク等での提出とは、どのような提出方法ですか。	5
問33	光ディスク等で提出する場合も「一般収集資料せん合計表」の提出が必要ですか。	6
問34	光ディスク等を送付したいが、同封されていた返信用封筒で送ってもよいですか。	6

《 e-Tax 提出 》

問35	e-Tax での送信方法を教えてほしい。	6
問36	e-Tax でデータを提出する場合「添付書類送付書」の組み込みが必要となるが、この送付書を「合計表」とみなすことはできないのか	6
問37	e-Tax でデータを提出する場合PDF形式の合計表のデータとCSV形式の帳簿データを同時に送信することはできないのか。	6

《 暗号化 》

問38	光ディスクの格納データに暗号化処理を行うよう書いてあったのですが、なぜですか。	7
問39	自己復号型暗号化方式とは何ですか。	7
問40	当社（当方）では、自己復号型暗号化ソフトを所有していませんが、暗号化処理を行わなければ提出できないのでしょうか。	7
問41	暗号化した際に設定したパスワードを忘れてしまった場合は、どうすればよいですか。	7

《 一般取引資料せんの提出について 》

(問1) この資料せんは何のために提出するのですか。

(答) 依頼文書にも記載しておりますように、税務署におきましては「適正・公平な課税の実現」のため、各種の資料情報の収集に努めております。その資料情報の一つとして納税者の皆様に提出依頼を行っております。

この度の依頼については、提出をお願いしているもので強制ではありませんが、資料の作成・提出に御協力をお願いします。

(問2) この資料せんの提出に法的な根拠はありますか。

(答) 国税通則法第74条の12第1項の規定に基づき御協力をお願いします。

[参考]

○国税通則法（当該職員の事業者等への協力要請）

第74条の12 国税庁等又は税関の当該職員（税関の当該職員にあつては、消費税等又は国際観光旅客税に関する調査を行う場合に限る。）は、国税に関する調査について必要があるときは、事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

(問3) 一般収集について、ホームページの何処に掲載されていますか？

(答) こちらです。<https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/shiryo/index.htm>

【国税庁HP>国税庁等について>組織（国税局・税務署・税務大学校等）>

大阪国税局>一般取引資料せんの提出】

(問4) USBやSDメモリーカードで提出してもよいですか。

(答) USBやSDメモリーカードでの提出は受け付けておりません。大阪国税局ホームページに掲載している専用フォーム「一般取引資料せん入力フォーム（Excel/16KB）」を使用して作成し、CD・DVDで御提出いただくか、CSV形式またはPDF形式のデータをe-Taxにより送信してください。

また、磁気ディスク（FD・MO）で御提出いただくこともできます。

詳細については大阪国税局のホームページをご覧ください。

(問5) CDやDVDは自分で準備しないとイケないですか。

(答) お手数お掛けして申し訳ございませんが、御自身（御社）で準備していただき御提出をお願いします。

(問6) 提出したCDやDVDは返却してもらえるのか。

(答) 申し訳ございませんが、御提出いただいたCDやDVD等は返却できませんので御了承ください。

(問7) データを印刷して紙で提出してもよいですか。

(答) 大阪国税局ホームページに掲載している専用フォーム「一般取引資料せん入力フォーム (Excel/16KB)」を使用して作成し、CSV形式またはPDF形式のデータを e-Tax で送信するか、又はCD・DVDでの御提出に御協力をお願いいたします。

なお、磁気ディスク (FD・MO) で御提出いただくこともできます。詳細については、大阪国税局のホームページをご覧ください。

おって、上述の方法での御提出が困難である場合は、大阪国税局ホームページにございます書面資料せん様式を使用の上、一般取引資料せんを作成し、合計表と共に御提出ください。

(問8) メールでの提出はできますか。

(答) メールによる御提出は受け付けることができません。同封のチラシに記載しておりますように、e-Tax 又は光ディスク等により御提出をお願いします。

(問9) 作成に時間がかかるので、一般取引資料せんの代わりに元帳のコピーを提出してもよいですか。

(答) エクセルファイルの所定の様式での処理を行うこととなりますので、お手数ですが「一般取引資料せん入力フォーム (Excel/16KB)」のデータを e-Tax で送信いただくか、光ディスク等に格納した上で御提出をお願いします。

(問10) 大阪資料センター宛の返信用封筒が同封されていますが、所轄の税務署の窓口に提出してもよいですか。

(答) 差し支えありません。

可能であれば、同封の返信用封筒をご利用いただき大阪資料センター宛に郵送いただけますようお願いいたします。

(問11) 郵送での提出では配送途中の紛失等の不安があるので、直接大阪資料センターに持参したいのですが、窓口で受理してもらえますか。

(答) 情報セキュリティ上の関係から、税務職員以外の方が大阪資料センターに立ち入ることはできませんので、申し訳ありませんがお断りしています。

もし、郵送によらず持参による提出を希望される場合は、管轄の税務署に御提出ください。

なお、暗号化のパスワードが記載された用紙を、併せて窓口へ御提出ください。

(問12) 「一般収集資料せん合計表」を紛失したのですが、どうすればよいですか。

(答) 掲載している様式を印刷していただくか、適宜の用紙に「一般収集資料せん合計表」と記載していただき、貴社（あなた）の所轄税務署、住所（所在地）、氏名（会社名）、電話番号と作成担当の方のお名前を記載の上、提出していただくことも可能です。

(問13) 提出しなかった場合、罰則はあるのか

(答) 罰則はありません。御理解と任意の御協力の下において、事業に係る一般的な取引情報を収集させていただくものとなります。

《 入力方法等 》

(問14) 資料せんの作成方法が分からないのですが、どうすればよいですか。

(答) 大阪国税局ホームページをご参照ください。

(問15) 住所を変更しましたが、依頼文書が古い住所に届いています。どうすればよいですか。

(答) 「一般収集資料せん合計表」には現在の住所を記載してお送りください。

(問16) どの科目について作成すればよいですか。

(答) 依頼文書の「取引区分」の科目のところ*（アスタリスク）印が付いているものについて、作成をお願いします。

(問17) いつの時期の取引について作成すればよいですか。

(答) 令和7年1月から令和7年6月までの取引等について、作成をお願いします。

(問18) 作成範囲の「期間中の取引金額が●●万円以上」とは、どういう意味ですか。

(答) 一つの取引先との依頼期間中（令和7年1月から6月まで）の累計が●●万円以上であれば、その取引先への支払内容について作成していただくという意味です。

(問19) 該当する取引がない場合は、どうすればよいですか。

(答) 送付しました書類の中に「一般収集資料せん合計表」を同封しておりますので、その「合計表」に、提出者の住所(所在地)、氏名(名称)及び摘要欄に「該当なし」とご記入いただき、「一般収集資料せん合計表」のみを返信用封筒に入れてご送付ください。

(問20) 「取引」と「決済」の違いは何ですか。

(答) 一般的には、請求書ベースでの日付・金額等により作成していただく場合が「取引」で、領収書ベースで実際に決済された日付・金額等により作成していただく場合が「決済」です。

(問21) 取引金額に消費税は含めますか。

(答) 消費税を含めた金額で作成してください。

また、やむを得ず消費税抜きの金額とした場合は、「備考」欄に「消費税抜き」と表示してください。

(問22) 支払方法が複数ある場合は、どのように作成すればよいですか。

(答) 支払方法ごとに区分して作成してください。

例えば、30万円の取引で、10万円ずつ現金、手形で支払い、残りを相殺した場合は、10万円ずつ区分し、それぞれの決済方法のコード欄は「1(現金)」、「3(手形)」、「5(相殺)」として作成してください。

(問23) 振込みの際の手数料は、取引金額に含めますか。

(答) 振込手数料を除いた金額で作成してください。

また、振込手数料が含まれた金額で作成される場合は、「備考」欄に「振込手数料込み」と表示していただきますようお願いします。

(問24) クレジット払いした場合、どのように作成すればよいですか。

(答) 実際取引した日付が分かれば、その日付を取引年月日として作成してください。

また、決済日(口座引落日)により作成する場合は、「備考」欄に「クレジット払い」と表示してください。

(問25) 相手先の住所が分からない場合、どうすればよいですか。

(答) 支払先からの請求書や領収書でも確認できなければ、〇〇市〇〇町まででも結構ですので、支払先の電話番号や屋号なども併せて分かる範囲で作成してください。

(問26) 取引先の名称(住所)が変更になった場合、どちらの名称(住所)で作成すればよいですか。

(答) 変更後(現在)の名称(住所)で作成してください。

(問27) 取引先の銀行が合併等で名称を変更した場合、どちらの名称で作成すればよいですか。

(答) 合併後(現在)の名称で作成してください。

(問28) 複数の事業所がある場合、一般取引資料せんは事業所別に作成する必要がありますか。

(答) 事業所別に作成していただいても構いません。

なお、御提出される際は、取りまとめを行っていただいた上で、御提出いただきますよう御協力をお願いします。

(問29) 取引先(又は提出者)の個人番号(又は法人番号)の表示が必要ですか。

(答) 表示の必要はありません。

(問30) 提出する科目ごとにシートを作成するのでしょうか。

(答) 一つのシートにまとめていただいて構いません。必ず「取引区分」欄に該当科目のコードを入力してください。

(問31) 「一般収集資料せん合計表」の「レコード数」欄は、どのように書けばよいですか。

(答) 一般取引資料せんの行数を記載してください(1行を1件としてカウントしてください)。

《 光ディスク等 》

(問32) 光ディスク等での提出とは、どのような提出方法ですか。

(答) 光ディスク等(CD・DVD・FD・MO)に、所定様式のエクセルファイルを記録し提出していただく方法です。

なお、「一般取引資料せん入力フォーム(Excel/16KB)」につきましては、大阪国税局のホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

また、光ディスク等での御提出の際には、情報セキュリティ確保の観点から対象データを暗号化した上での提出をお願いしております。詳しくは、同封しております「一般取引資料せんの光ディスク等による提出について」のチラシを参考にしてください。

(問33) 光ディスク等で提出する場合も「一般収集資料せん合計表」の提出が必要ですか。

(答) 「一般収集資料せん合計表」に必要事項をご記入いただき、光ディスク等と併せて御提出をお願いします。

なお、暗号化処理をされた場合は、「一般収集資料せん合計表」の摘要欄に、「暗号化処理済」と記載していただき、媒体の種類（CD・FD等）と提出される媒体の枚数を記載してください。

(問34) 光ディスク等を送付したいが、同封されていた返信用封筒で送ってもよいですか。

(答) 光ディスク等をケースに入れていただくか、厚紙などで保護していただき、同封の返信用封筒を利用してお送りください。また、「一般収集資料せん合計表」も併せてお送りください。

なお、暗号化を行った場合には、パスワードが記載された用紙を、同封してあります返信用封筒2を利用して送付していただきますようお願いいたします。

《 e-Tax 提出 》

(問35) e-Tax での送信方法を教えてください。

(答) 送信時の操作手順については大阪国税局ホームページに掲載の「e-Tax による調査関係書類提出マニュアル」をご参照ください。

なお、その他、e-Tax の操作方法の詳細についてはヘルプデスク（0570-01-5901）へお問い合わせください。

(問36) e-Tax でデータを提出する場合「添付書類送付書」の組み込みが必要となるが、この送付書を「合計表」とみなすことはできないのか

(答) 一般収集資料せんの合計表については、資料区分や内訳を詳細に記載していただき、添付書類送付書とは項目が異なりますため、「合計表」をPDFデータで御提出いただくようお願いいたします。

(問37) e-Tax でデータを提出する場合PDF形式の合計表のデータとCSV形式の帳簿データを同時に送信することはできないのか。

(答) 送信できるデータ形式はPDF形式またはCSV形式のどちらか一方に限られます。そのため、どちらかのファイルを送信した後、追加送信していただきますようお願いいたします。

《 暗号化 》

(問38) 光ディスクの格納データに暗号化処理を行うよう書いてあったのですが、なぜですか。

(答) 情報セキュリティ確保の観点から、暗号化したデータを御提出していただくようお願いしております。お手数をお掛けしますがよろしく申し上げます。

なお、暗号化のパスワードが記載された用紙を、同封しております返信用封筒2を利用して送付していただきますよう、申し上げます。

(問39) 自己復号型暗号化方式とは何ですか。

(答) 自己復号型暗号化方式とは、ファイルの暗号化を行う際にパスワードを設定して暗号化を行い、そのファイルを受け取った者は、暗号化ソフトがなくてもパスワードを入力することにより、閲覧等を可能とする（復号化）方式をいいます。

例を挙げますと、パスワード付き ZIP ファイルへの圧縮やエクセルファイルの保護（パスワード設定）も自己復号型暗号化方式となります。

なお、自己復号化形式で暗号化するソフトウェアのインストールが必要となります。詳しくは、お持ちの暗号化ソフトの説明書等を御確認願います。

また、自己複合型暗号化形式以外（例：アタッシュケース等）の方法で暗号化されると、当局に御提出いただいても閲覧等（複合化）ができないため、再度提出依頼をさせていただきます場合があります。

(問40) 当社（当方）では、自己復号型暗号化ソフトを所有していませんが、暗号化処理を行わなければ提出できないのでしょうか。

(答) CD・DVDで御提出いただく際には、取引先など重要な内容が含まれていますので、提出データの暗号化処理をお勧めいたします。その場合は、必ず自己復元型暗号化方式で行っていただきますようお願いいたします。

(問41) 暗号化した際に設定したパスワードを忘れてしまった場合は、どうすればよいですか。

(答) 設定したパスワードをお忘れになった場合は、再度、お手持ちの光ディスク等に、一般取引資料せんデータを格納の上、大阪資料センターに提出をお願いします。